

甲賀市省エネ家電製品買替補助事業

市内の販売店等において、一定基準を満たすエアコンを買い替えられた世帯を対象に、補助金を交付します。

●申請受付期間

令和5年6月1日（木）～令和6年3月15日（金）必着
※受付期間内であっても予算額に達した時点で終了します

●主な対象者等の条件

- ・甲賀市に住民登録がある方が、自ら居住する市内の住宅に設置
- ・市税の滞納がないこと
- ・1世帯1台限り

●対象家電製品

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、市内の販売店等を利用し、買い替え（購入・設置）をするもの ※新規の取り付けは対象外です
- ・省エネ性能★2以上（目標年度2027）の新品のエアコン
※省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp>）等で事前にご確認ください

●補助額

対象経費	金額
15万円以上	3万円
10万円以上15万円未満	2万円
10万円未満	1万円

※対象経費は、本体および工事等の費用で、リサイクル料や消費税は除く
※75歳以上の方のみの世帯または住民税非課税世帯は、2万円を加算

●申請方法（①②いずれかの方法）

①書類提出

必要事項を記入した申請書と必要書類を郵送
申請書は市のホームページからダウンロードできます
<https://www.city.koka.lg.jp/22343.htm>

②電子申請

LoGo フォームにて入力・必要書類添付
https://logoform.jp/form/w8kD/2023shouene_kofu

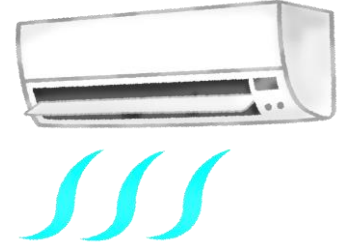
●申請時の提出書類（申請方法①書類提出の場合）

- ・申請書
- ・見積書または領収書（レシート）の写し、
販売店等の名称・所在、製品名や機種番号、経費の内訳が確認できるもの
※実績報告の際には、状況写真や家電リサイクル券の写しなどが必要となります
※申請者、領収書、口座などの名義は原則統一してください

●お問い合わせ・提出先

甲賀市市民環境部 環境未来都市推進室
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
電話：69-2156・FAX：63-4582
8時30分～17時15分（土日・祝日・8/14～16除く）

※本チラシは制度概要を示したものです。申請の際は要綱等をご確認ください



詳細は
こちら
→



<https://www.city.koka.lg.jp/22343.htm>